

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月3日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）藤井 徹生

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 Webアプリケーション診断業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「情報処理」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校
校務部会計課用度係
電話 083-227-3825
FAX 083-264-2080

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「Webアプリケーション診断業務 入札説明書 宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「Webアプリケーション診断業務 入札説明書 メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年2月10日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識

別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年2月18日 13時30分
山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校 本館1階 第一会議室A
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所 令和7年2月17日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全
省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますの

で、ご了承願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 Web アプリケーション診断業務
2. 業務目的 本業務は、水産大学校学生情報電子揭示システム（以下、「MASIS」という。）における、情報セキュリティ上のリスクを把握することを目的とする。
3. 納品場所 山口県下関市永田本町2丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務期限 令和7年3月31日

5. 業務内容

1) Web アプリケーション診断

請負者は、経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合した脆弱性診断のサービスを提供するものとし、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が公開する「安全なウェブサイトの作り方」に掲載される「セキュリティ実装チェックリスト」に該当するチェック項目を診断すること。なお、診断は MASIS に実装されている項目について行うものとし、実装されていない項目は省略するものとする。

※ 安全なウェブサイトの作り方 参考 URL

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>

※ 安全なウェブサイトの作り方 セキュリティ実装チェックリスト 参考 URL

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/ug65p900000196e2-att/000044403.xlsx>

2) 診断作業

- ① 請負者は、Web ミーティング等により診断方法等を提案すること。
- ② 作業日程は、請負者と協議の上で定めるものとする。
- ③ 診断実施場所は、現地またはリモートのどちらでもよいものとする。なお、リモートで行う場合、アクセス許可作業を必要とするため、請負者は、本校職員が指定した接続する情報端末の IP アドレス等の情報を提供しなければならないものとする。
- ④ 診断においては、ツール等を用いて検査を行った場合でも、診断員がサーバからの応答を確認することとし、ツールの診断結果の妥当性や脆弱性の有無の最終的な判定は、診断員が行うものとする。

⑤診断結果の評価は、脆弱性の種類によって脅威レベルを設定するのではなく、発生する恐れのあるリスクを評価できることとし、以下の評価指標を用いるものとする。

【評価指標】

脅威レベル	判断の基準
危険度「高」	攻撃に際し被害者ユーザの関与（攻撃者の罠のリンクをクリックする等）が必要ない能動的な脆弱性で、攻撃を受けると大量の情報漏洩や改ざんの被害を生じる可能性があるもので、緊急性が高く、早急に対策が必要。
危険度「中」	攻撃成功には被害者ユーザの関与が必要である受動的な脆弱性。若しくは能動的な脆弱性であっても大量の情報漏洩や改ざんにはつながりにくいもので、対策が必要。
危険度「低」	攻撃成功の確率が低い若しくは攻撃が成功しても被害が軽微であると考えられる脆弱性。ただし、確率は低いものの被害に遭う可能性はあるため、潜在的なリスクを回避する対策を推奨。

診断結果の評価は、複数の診断員で確認の上、報告するものとする。また、影響の度合いや再現性も加味して評価を行うものとする。

3) 診断結果報告書の作成

請負者は、診断結果一式を取り纏めた診断結果報告書を作成すること。なお本報告書には最低限以下の内容を含むこととし、診断結果についてはメール等により提出すること。

①診断結果全体の評価※

②診断対象ごとの検出された脆弱性の情報

- ・検出された脆弱性の脅威レベル
- ・検出された脆弱性の概要
- ・検出された脆弱性による影響
- ・検出された脆弱性の対策方法
- ・脆弱性を検出した全てのパラメータ
- ・脆弱性を検出した際の入力文字列

③脆弱性を検出した際に確認したログ（脆弱性の別に取り纏めること）

※ 「① 診断結果全体の評価」には、危険度「低」に満たない非常に低い脅威レベルであるもののセキュリティ上好ましくないと考えられる事項についても、報告に含めるものとする。

4) その他

- ①診断にあたり、必要な書類は本校から提示する。
- ②請負者は、診断作業を行う過程において、情報セキュリティ対策に有用であると考えられる事項があった場合は報告すること。
- ③請負者は、診断結果報告書を提出した後、担当職員へ上記3. 納品場所に記載する業務完了報告書を送付すること。なお、業務完了報告書の様式は本校から提示する。提出されたレポート及び書面を担当職員が検査し、業務完了とする。

6. 組織等に係る要件

- 1) 請負者は、IPA が公開する「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「脆弱性診断サービス」分野に登録されている、または、登録されるために必要な要件を備えていることを証明できる者でなければならないものとする。

7. 情報セキュリティに係る要件

- 1) 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- 2) 当機構が定める情報セキュリティの確保に関する規程類、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）」を参照し、適切なセキュリティ対策を講ずること。
- 3) 本業務で利用する物品及びシステム等に対し、事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。
- 4) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、担当職員に、速やかに連絡すること。また、本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合の対策を業務開始までに本校に説明し、承認を得ること。
- 5) 本業務の過程で収集・作成する情報のうち、本校が別途、要破棄情報であると指定するものについては、本業務終了後、本校との間で合意した安全な方法により破棄または抹消し、報告すること。なお業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。
- 6) 本校が要請する場合は情報セキュリティ対策の履行状況について、本校に説明し、承認を得ること。
- 7) 本業務実施の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について本校と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。

8) あらかじめ本校の承諾を得て、本業務の一部を再委託する場合は、上記1)～7)の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。

8. その他

- 1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- 2) 別途提示する「国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書」に定める事項を遵守すること。

国立研究開発法人水産研究・教育機構における 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた請負者（以下「請負者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第1 情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第2 定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

- (1) 個人情報 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。
- (2) 要機密情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。
- (3) 業務 機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。
- (4) 契約目的物 仕様書等で機構が指定する物件をいう。
- (5) 成果物 契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。
- (6) 機構からの貸与品等 この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第3 業務の実施体制

- (1) 請負者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、請負者は速やかに変更内容を機構に提出すること。

第4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 請負者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。
- (2) 請負者は、(1)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第5 情報の保持と目的外使用の禁止

請負者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第6 複写及び複製の禁止

請負者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第5の規定を遵守すること。

第7 作業場所以外への持出禁止

請負者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第8 情報の保管及び管理

請負者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
 - a 業務を実施する施設等の入退室管理
 - b 機構からの貸与品等の使用及び保管管理
 - c 契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理
 - d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。
- (イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。
- (エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から請負者に提示した後に請負者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と請負者による事前の合意がある情報は、要機密情報に含まれないものとする。個人情報及び要機密情報の取扱いについて、請負者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ア 個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。
- イ アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。
- ウ 機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。
- エ 個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- オ (1)イ(イ)において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。
- カ (1)エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、

漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、請負者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、機構に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて請負者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第 9 機構の施設内での作業

(1) 請負者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 請負者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、請負者の定めるものを適用すること。

イ 請負者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 請負者の名称入りネームプレートを常に着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第 10 再委託の取扱い

(1) 請負者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

- カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）
 - ク 再委託先が第1及び第3から第9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、機構が指定する事項
- (3) 第1及び第3から第9までに定める事項については、請負者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、請負者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第11 実地調査及び指示等

- (1) 機構は、必要があると認める場合には、請負者の作業場所の実地調査を含む請負者の作業状況の調査及び請負者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 請負者は、(1)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 機構は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、請負者は、再委託先にその承諾を得ておかななければならない。

第12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 請負者又は再委託先において、第3から第9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。
- (3) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は請負者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第13 存続

第5、第6及び第12の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。